

ホルムアルデヒド発散等級表示規定

平成15年3月26日制定

平成17年5月19日改正

(目的)

第1条 この規定は、ホルムアルデヒド発散量の等級(以下ホルムアルデヒド発散等級という。)が確認されている建築材料について、ホルムアルデヒド発散等級を表示することを社団法人日本建材・住宅設備産業協会に登録し、当該建材にホルムアルデヒド発散等級を表示する制度に関し、必要な事項を定めることにより、消費者に対し安全性及び居住性の優れた内装建材等の供給の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、非ホルムアルデヒド系接着剤とは、ユリア樹脂系、メラミン樹脂系、ユリア・メラミン共縮合樹脂系、フェノール樹脂系、レゾルシノール樹脂系又はホルムアルデヒド系防腐剤を含まない接着剤とする。

2 化粧板とは、基材に接着剤等で化粧材料等を貼付し、塗料等で仕上げたもの等をいう。

(適用製品)

第3条 適用製品は、別表に示す。

(申請資格)

第4条 申請資格は、別表の製品を製造、販売又は輸入している者とする。

(審査基準)

第5条 化粧板の基材は、以下のいずれかのものとする。

一 建築基準法施行令第20条の5第1号第四項および第2号～第4号の規定に基づきホルムアルデヒド発散等級が確認されている基材。

審査方法は、告示【第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】に掲げられた材料について、下記のとおりとする。

- ・ J A S のホルムアルデヒド放散量の性能区分が F₁、F₂、F₃ の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたもの。
- ・ J I S のホルムアルデヒド放出量による区分が F₁、F₂、F₃ の基準に該当するもの
- ・ 国土交通大臣の認定書

二 建築基準法施行規則第20条の5第1号第四項で規制を受けない(告示に列記されていない)基材

- 2 化粧加工用接着剤、塗料及び化粧材料は、非ホルムアルデヒド系接着剤とする。
なお、その他、ホルムアルデヒドの発散に影響を与えるような化粧加工品は、原則として対象としない。
- 3 化粧板のホルムアルデヒド発散等級表示は、基材の発散等級をもって化粧板の発散等級とする。

第5条の2 化粧板以外の建材は、以下のいずれか又はその組み合わせのものとする。

- 一 建築基準法施行令第20条の5第1号第四項および第2号～第4号の規定に基づきホルムアルデヒド発散等級が確認されている基材。

審査方法は、告示【第1種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】に掲げられた材料について、下記のとおりとする。

- ・ J A S のホルムアルデヒド放散量の性能区分が F₁、F₂、F₃ の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたもの。
- ・ J I S のホルムアルデヒド放出量による区分が F₁、F₂、F₃ の基準に該当するもの
- ・ 国土交通大臣の認定書

- 二 建築基準法施行規則第20条の5第1号第4項で規制を受けない(告示に列記されていない)基材。

- 2 ホルムアルデヒド発散建材とホルムアルデヒド発散建材の練り合わせ建材等については、ホルムアルデヒドの発散量の大きい方の発散等級をもって当該建材全体のホルムアルデヒド発散等級とする。

(申請)

第6条 申請方法は、新規又は追加の場合は別紙様式1、2及び3を、変更の場合は別紙様式4、5及び6の申請書を、又、更新の場合は別紙様式7及び8を社団法人日本建材・住宅設備産業協会に提出する。

- 2 申請書には、次の資料を添付すること。
 - 一 前条を充たすことを証する書面
 - 二 必要に応じて、当該製品のカタログ、技術資料、写真(カタログに記載ある場合は不要)、工場概要等

(審査)

第7条 社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、「ホルムアルデヒド発散等級表示評価委員会」を開催して、書類審査を行い、その結果を以って別紙様式3により表示マークの使用を登録する。

また、評価委員会は、申請者に必要な追加の資料を求めることができる。

(有効期間及び更新)

第8条 登録された製品の有効期間は、基材、材料、加工方法に変更があったとき、又は当該登録の日から起算して三(新規登録においては二)年を経過した日の属する会計年度の末日のいずれか短い期間までとする。登録は、更新することができる。

(表示)

第9条 ホルムアルデヒドの発散等級を示す表示は、次の事項を表示しなければならない。

- 一 社団法人日本建材・住宅設備産業協会表示登録
- 二 発散等級
- 三 登録番号
- 四 製造者等名称
- 五 製造年月日あるいはロット番号等(本事項は構成材料を確認できる記号を記載する。記号そのものあるいは記載されている場所を明示すれば足りる。)
- 六 構成材料の問合せ先^(注)

表示マーク例

社団法人日本建材・住宅設備産業協会表示登録	
発散等級	F
登録番号	K -
製造業者等名称	(株)
ロット番号	梱包に表示
問合せ先	http://www.jkiss.or.jp/kensan/

(注) 問合せ先は、日本建材・住宅設備産業協会ホームページとし、当該ホームページには各メーカーの問い合わせ先を記載しておく。(JISS表示許可証や接着剤の工業会表示証などの開示については後述のKISSを利用することもできる。)

2 表示は、製品毎が望ましいが、工事現場で確認できるのであれば、一包装、一荷口毎でもよい。工事現場に搬入されない製品については、事業者間の取り決めによることとする。

必要に応じ、注意書きとして「他の製品からホルムアルデヒドを吸収する恐れがあるので保管には充分注意する」旨を表示する。

また、表示登録を受けたものは、製品出荷後も表示が不正に使用されないよう注意を払い、周知、徹底を図る。

(登録を受けた製品に関する品質管理)

第10条 登録書により表示登録を受けた者は、前条に定める表示を行う製品につき、構成材料及び製造方法が前条第1項5号に定める表記から特定できるよう、記録を出荷5年間保管しなければならない。

(事実に反する表示)

第11条 表示登録を受けた者は、前条に定める表示を事実に反し、又は誤認を生ずる恐れがある方法で使用してはならない。また、表示から生ずる一切の責任を、社団法人日本建材・住宅設備産業協会は負わない。

- 2 前項の表示が判明した場合、社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、すみやかに登録の抹消、情報提供媒体からの当該製品名等の削除等を行うことができる。また、申請者に対して、原因の究明と改善書の提出を求めることができる。これに従わない場合は、社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、その虚偽の表示に係る態様及び虚偽の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとることができる。
- 3 社団法人日本建材・住宅設備産業協会は、登録を受けていない製品に本表示が使用されていることが判明した場合、その虚偽等の表示に係る態様及び虚偽等の表示を行ったものの名称、その他の必要な事項を新聞等の適切な媒体を通じて一般に周知する等必要な措置をとる等、本制度の適正な運用に努める。

(情報開示)

第12条 登録製品の登録番号、申請者名、商品名、ホルムアルデヒド発散等級、問合せ先は、社団法人日本建材・住宅設備産業協会のホームページ^{注1}で公表する。本規定についても同ホームページに掲載し、制度の内容を確認できるようにするものとする。登録内容の詳細情報について情報提供を希望する場合は、別途建材インフォメーションサービスシステム(「KISS^{注2}」という。)が利用できる(入会金等が、別途必要)。

注1：URLは<http://www.jkiss.or.jp/kensan/>

注2：URLは<http://www.jkiss.or.jp/>

(費用)

第13条 申請及び更新に伴う登録費用は、別に定める。

(室内環境改善努力)

第14条 社団法人日本建材・住宅設備産業協会と申請者は、協力して室内環境改善に向けた製品の供給にさらなる努力を払い、顧客の信頼に応えることとする。

(規定の改正)

第15条 本規定の改正については品質委員会において行うものとし、運営委員会の承認をもって発効するものとする。また、品質委員会は改正に伴って改正前の登録製品について登録の見直し、追加資料の要求等、必要な措置をとることができる。

(附則1)

本規定は、平成15年3月3日から遡って施行するものとする。

(別表)

適用製品（注1）		
化粧板	基材（注2）	接着剤
	パーティクルボード、MDF などのホルムアルデヒド発散建築材料	非ホルムアルデヒド系接着剤
	ホルムアルデヒド発散建築材料と告示対象外材料を組み合わせたもの	
	複数のホルムアルデヒド発散建築材料を組み合わせたもの	
その他（注3）		

注1：原則として JAS 規格に該当するものを除く。

注2：JIS、JAS、大臣認定でホルムアルデヒド発散等級の確認されているもの。

注3：上記を組み合わせた建築基準法の内装に用いる面的な製品（フラッシュパネル、
 棧付きパネルなど）。詳細はお問合せください。

ホルムアルデヒド発散等級表示登録等の費用を定める細則

（登録費用）

第1条 ホルムアルデヒド発散等級表示規定第13条の申請及び更新の登録費用は、
 10万円 / 50件（基材別、接着剤別） / 3年（登録年度を含む3会計年度）とする。